

発行日
価格

最低額面金
券行客

○財務省告示第三百九十八号
個人向け国債の発行等に関する
年財務省令第六十八号(一)第四
基づき、平成二十二年十一月
人向け国債の発行条件等を次
平成二十二年十二月三日

財務大臣
野田佳彦

個人向け利付国庫債券（固定・三年）（第五回）特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、そ
の振替機関は日本銀行とする。
額面金額で三百七十七億八千五百百

十 十 十 十 十
六 五 四 三 二

の	中	払	払	償	償	後	第
取	途	込	込	還	還	の	二
扱	換	場	期	金	期	利	期
い	金	所	日	額	限	子	以

、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二条に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.12}{100}$$

初期利子支払期の6ヵ月前の日
から発行日までの日数

×
365

(二) 平成二十四年五月十五日以

後の場合
額面金額 + 経過利子に相当する金額
 $\times \frac{80}{100} \times 2$

十七 の 特 途 換 金

害とつ條法のみのと受けると前
救するの律、居き益る号に
助るは十第地住する特に
法。、九六方には特別を
(当第十自治市項号)當該一
和区市項号法町村続人扶養
二域又の指第百二別、死託契
十には指第二和特、信託契
二お當定二和特、死託契
年い該都百二別、死託契
法て市市五十区又亡契規約
律、のに十二をははそた
第災区あ二年含そた

百十八号による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかるつたときには、当該個人向け国債を有する者が、平成二十三年十一月十五日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。[。]

平成二十三年五月十五日から
前までの間の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (利子に相当する金額 $\times \frac{80}{100}$) + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する

(二) 平成二十三年五月十五日前

額面金額十経過利子に相当する金額一（経過利子に相当する金額）

日本銀行

元利金支